

令和 8 年 7 月 17 日

2027 年版健康カレンダーの作成等業務委託（概算契約）に係る質問回答書

大阪市職員共済組合

質問	回答
仕様書 2 (1) 昨年は資材費等の明記がありましたが、「込み」と考えてよろしいでしょうか。	仕様書 10 に記載のとおり、必要な経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しませんので、資材費等は契約金額に含まれます。
仕様書 2 (2) 昨年は「封筒の制作」が明記されていましたが「込み」と考えてよろしいでしょうか。	仕様書 8 (3) に記載のとおり、受注者が調達した封筒に料金後納の押印または印字をしていただきます。なお、仕様書 10 に記載のとおり、封筒調達及び料金後納の表示にかかる経費は契約金額に含まれます。
仕様書 6 封筒ですが、昨年は「アドヘア」の指定がありましたが今回は指定なしでしょうか。	指定はありません。アドヘアのりもしくは両面テープ等で、封緘した状態で納品してください。
仕様書 8 (1) ① 「受注者は、カレンダーの内容を企画し、令和 8 年 9 月上旬までに原案を作成し、発注者に提案する。」と明記されていますが、受注者側が 1 ～全てご提案するという事でしょうか。	受注者が原案を全て作成します。 作成いただいた原案を発注者が確認し、加筆・修正いただきたい点を依頼し、修正していただきます。 カレンダーの内容は、健康づくり・食生活・運動・メンタルヘルス等に関する健康情報に特化したものとし、組合員の健康行動の変容を促す内容としてください。 また、エビデンスに基づいた専門的な情報を掲載してください。 なお、仕様書 12 (1) に記載のとおり、仕様書 8 (1) ①は再委託できません。

仕様書 1 2

(1) イでは、出力、印刷、製本は再委託できないと読み取れますが、(2) では印刷、製本などの簡易な業務は発注者の承諾を必要としない、とあります。

再委託できない範囲が把握できませんでした。

仕様書 8 (1) ④については製版のみ再委託することができないものとしますので、ご注意ください。